

鳥取県工業団地再整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、工業団地再整備事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県産業成長応援条例（令和元年鳥取県条例第4号）第3条第1項に規定する産業成長事業（成長・規模拡大ステージ及び一般投資支援に限る。）及び次世代ソフトウェア産業等創出事業を促進するため、市町村が行う工業団地の整備を支援することにより、県内工業団地への企業の立地を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、別表1の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）以下とする。

3 なお鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請書は別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号、様式第2号及び様式第3号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、30日が経過するまでの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 補助対象経費の増又は3割以上の減を伴う変更

(2) 別表1の第1欄に掲げる事業区分の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(進捗状況の報告)

第7条 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、規則第17条第3項の規定による進捗状況を、各年度の翌年度の4月20日までに、様式第5号により知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があったときは、職員に現地調査等を行わせることとし、補助対象経費が適正に支出されていると認めたときは、交付決定額の範囲内で補助金を支払うものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号、様式第2号及び様式第3号によるものとする。
 - 3 補助事業者は、実績報告の後に、事業により生じた分譲用地を譲渡した場合において、その額が実績報告の収入見込額を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その額に対応する補助金額を県に返還しなければならない。
 - 4 補助事業者は、補助事業で整備した貸事業所を貸し付ける場合で、事業完了後の賃料の改定等交付申請の賃貸料収入見込額に変更が生じるときは、速やかにその旨を知事に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、貸し付け開始後20年経過した場合は、この限りでない。
 - 5 補助事業者は、貸し付け開始後20年を経過する前に貸事業所を譲渡する場合は、様式7号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、貸事業所の譲渡額か未償却残高（建設後20年を経過している場合の償却残高は無いものとする）を算出して得た額のいずれか高い額に対応する補助金額を県に返還しなければならない。ただし、返還額の合計が補助金額を超える場合はその額を限度とする。

(財産処分の制限)

第9条 本補助金の対象となった不動産を交付目的どおりに譲渡又は貸し付ける場合にあっては、本補助金の交付決定をもって、規則第25条第2項に定める知事の承認があったものとする。

規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。ただし、補助事業で整備した貸事業所にあっては建設後20年とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるものとする。
- 3 第5条1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成21年5月8日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成23年3月30日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成24年10月12日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成25年3月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の鳥取県工業団地再整備事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第5条第1項の知事の交付決定を受けた補助事業に係る旧要綱第3条の補助金については、改正後の鳥取県工業団地再整備事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成25年10月11日から施行する
- 2 平成25年10月11日から平成29年3月31日までに、鳥取県地域産業活性化基本計画に基づく集積業種に該当する事業を行う企業の立地に伴って行う場合の補助対象経費上限は、20億円とする。
- 3 財政力指数^(注1)が0.5未満の市町村が平成25年10月11日から平成29年3月31日までに、自社で企画開発・製造・組立・完成を行う事業(製造・組立工程の一部を外注するものを含む)であって、当該事業が県内企業等との受発注に結びつく等の波及効果が相当程度見込まれると知事が認める企業の立地に伴って行う場合は、別表1の規定にかかわらず6億円を超える補助対象経費に係る補助率を、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるとおりとする。
なお、知事がやむを得ない事業があると認める場合は、上記6億円を3億円に引き下げるものとする。
 - (1) 従業員1人当たりの市町村別製造品出荷額等の過去5年平均(以下「製品出荷額5年平均」^(注2)という。)が県の平均を下回る市町村、かつ、鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例(平成20年鳥取県条例第63号)第2条第1項に規定する中山間地域(以下「中山間地域」という。) 4/5
 - (2) 製品出荷額5年平均が県の平均を下回る市町村、又は中山間地域 3/4
 - (3) (1)及び(2)に該当しない場合 2/3
- 4 この要綱の施行の日前に改正前の鳥取県工業団地再整備事業補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)第5条第1項の知事の交付決定を受けた補助事業に係る旧要綱第3条の補助金については、改正後の鳥取県工業団地再整備事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(注1)

財政力指数は、市町村から申請のあった当該年度の4月1日において、総務省から発表されている最新の数値を用いる。

(注2)

製品出荷額5年平均に用いる従業員数及び市町村別製造品出荷額等は、市町村から申請のあった当該年度の4月1日において、鳥取県から発表されている最新の数値を用いる。

(附則)

- 1 この要綱は、平成26年1月31日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成28年12月6日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、令和元年7月4日から施行する。

別表1 (第3条関係)

補助対象事業	交付対象者	補助対象経費	補助率
<p>補助対象事業は以下の事業とする。</p> <p>○県内工業団地への企業の立地に伴い、当該工業団地を整備（貸事業所の整備を含む。）する事業で、次の要件を満たす事業。</p> <p>1 対象地域 次に掲げる地域で行う事業であること。 ・地方公共団体又は地方公共団体が50%以上出資している法人が造成し工場等の用に供している又は供する一団の土地</p> <p>2 企業立地要件 次に掲げるいずれかの企業の立地を伴う事業であること。 (1) 投資額1億円以上かつ新規常時雇用労働者数10人以上 (2) 新規常時雇用労働者数20人以上</p> <p>3 対象施設 次に掲げる施設にかかる事業であること。ただし、前項の要件を満たす企業立地事業の対象範囲内の施設とする。 (1)工業団地区域内 用地造成（新規の造成工事含む。）及び道路、公園、緑地、広場、排水施設、上水道、下水道の改築並びに貸事業所の整備 (2)工業団地区域外 排水施設、道路の新設又は改築（道路については、直近の主要な交差点までとする。）</p>	市町村	<p>補助対象経費は、次により算出して得た額の合計額とする。</p> <p>1 貸事業所に係る補助対象経費 貸事業所の整備に要する実負担額^(注1)から貸貸による収入額^(注2)を差し引いた額とする。</p> <p>2 1以外に係る補助対象経費 対象施設（貸事業所を除く。）の整備に要する実負担額^(注3)から分譲による収入額^(注4)を差し引いた額とする。</p> <p>(注1, 3) 貸事業所、対象施設の整備に要する実負担額とは、本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、用地及び補償費（新規に造成する用地は除く。）、貸事業所として貸出すために空き工場を取得する費用、その他知事が特に必要と認めた費用の合計額（事務費を除く。）をいう。ただし、当該事業の実施にあたり、次の財源を充てる場合は、貸事業所、対象施設の整備に要する実負担額から控除するものとする。 (1) 国の補助金（交付金等を含む。）及び特定財源。 (2) 起債を充当する場合は、起債元金にかかる地方交付税措置額。</p> <p>(注2) 貸貸による収入額とは、貸し付け開始後20年間（ただし、取得した工場の残存年数が20年未満の場合は、その残存年数とする）の賃貸物の賃貸料収入見込額^(注5)（以下「賃貸料見込額」という。）から維持管理に要する経費^(注6)（以下「維持管理費」という。）を控除した額をいう。ただし、維持管理費が賃貸料見込額を超える場合は、貸貸による収入額は0円とする。</p> <p>(注4) 分譲による収入額とは、当該事業</p>	<p>2分の1 （補助対象経費上限10億円。なお、先行して第1欄の下段に掲げる事業を実施している場合の補助対象経費上限は、当該事業に要した補助対象事業費(上限4億円)を差し引いた額。)</p>

<p>○企業の立地が見込まれる前に、県内工業団地を整備する事業で、次の要件を満たす事業。</p> <p>1 対象地域 次に掲げる地域で行う事業であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体又は地方公共団体が50%以上出資している法人が造成し工場等の用に供している又は供する一団の土地 <p>2 整備要件 次に掲げる要件を満たす事業であること。</p> <p>(1)市町村が作成した市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略、地域再生計画その他県内における企業の立地の促進及び雇用機会の拡大に寄与する計画に位置づけられている等事業実施が見込まれるもの</p> <p>(2)一団の整備面積が3ヘクタール以上であること。</p> <p>3 対象施設</p>	<p>市町村</p>	<p>により整備した分譲用地（新規に造成した用地を除く。）を全て譲渡した金額をいう。ただし、実施計画年度内に譲渡できない場合は収入見込額とし、実譲渡額が見込額を下回っても補助金額の変更はしない。</p> <p>(注5) 賃貸料収入見込額に不動産取得税及び固定資産税などの法定費用（消費税相当額を除く）が含まれる場合は、その額を除いた額とする。</p> <p>(注6) 維持管理に要する経費とは、賃貸物に係る固定資産税相当額^(注7)及び管理費をいい、20年間の見込額とする。</p> <p>(注7) 固定資産税相当額は、市町村が企業へ固定資産税を課税しない場合に計上できるものとする。</p> <p>補助対象経費は、対象施設の整備に要する実負担額^(注8)から分譲による収入額^(注9)を差し引いた額とする。</p> <p>(注8) 対象施設の整備に要する実負担額とは、本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、用地及び補償費（新規に造成する用地は除く。）、その他知事が特に必要と認めた費用の合計額（事務費を除く。）をいう。ただし、当該事業の実施にあたり、次の財源を充てる場合は、貸事業所、対象施設の整備に要する実負担額から控除するものとする。</p> <p>(1) 国の補助金（交付金等を含む。）及び特定財源。</p> <p>(2) 起債を充当する場合は、起債元金にかかる地方交付税措置額。</p> <p>(注9) 分譲による収入額とは、当該事業により整備した分譲用地（新規に</p>	<p>2分の1(補助対象経費上限4億円)</p>
---	------------	---	--------------------------

<p>次に掲げる施設にかかる事業であること。</p> <p>(1)工業団地区域内 用地造成（新規の造成工事含む。）及び排水施設の新設又は改築</p> <p>(2)工業団地区域外 排水施設、道路の新設又は改築（道路については、直近の主要な交差点までとする。）</p>		<p>造成した用地を除く。）を全て譲渡した金額をいう。ただし、実施計画年度内に譲渡できない場合は収入見込額とし、実譲渡額が見込額を下回っても補助金額の変更はしない。</p>	
--	--	--	--

〇〇工業団地再整備事業全体計画（報告）書

1 対象団地の概要

- 団地名
- 所在地
- 分譲（賃貸）面積（現状）
- 分譲（賃貸）面積（再整備後）
- ※ 該当しない項目に取り消し線を引くこと。

2 企業立地の概要

- 企業名
- 立地内容
- 投資額（億円）
- 新規常用雇用者数（人）

3 事業実施の概要

(1) 実施事業の内容

施設名	項目	平成 年度	平成 年度	平成 年度	合計
道路	事業費				
	補助対象経費				
合計	事業費				
	①補助対象経費				

(2) 分譲による収入額

	平成 年度	平成 年度	平成 年度	合計
②				

(3) 賃貸料収入見込額

項目	内 訳	平成 年度	平成 年度	平成 年度	合計
賃貸料					
③合計					

※ 賃貸開始後 20 年分の見込み額を記入すること。

(4) 維持管理に要する経費

項目	内 訳	平成 年度	平成 年度	平成 年度	合計
固定資産税 相当額					
管理費					
④合計					

※ 賃貸開始後 20 年分の見込み額を記入すること。

(5) 補助金額

県補助金額	平成 年度	平成 年度	平成 年度	合計
(①-②)-(③-④) × 1/2				

※ 1 変更の場合は、二段書きとし変更額を上段、元数字を下段に記載すること。

〇〇工業団地再整備事業計画（報告）書

施設名		平成 年度	平成 年度	平成 年度	合 計
経 費 の 配 分	①本工事費				
	②付帯工事費				
	③測量及び試験費				
	④用地及び補償費				
	⑤空き工場取得費				
	⑥その他				
	⑦合計（①+②+③+④+⑤+⑥）				
財 源 内 訳	⑧国庫補助金又は交付金				
	⑨その他の特定財源				
	⑩起債対象額				
	⑪起債元金				
	⑫起債元金に係る地方交付税措置額				
	⑬起債に係る市町村単独費 （（⑩-⑪）+（⑫-⑬））				
⑭市町村単独費					
⑯財源合計（⑧+⑨+⑩+⑭=⑦）					
⑰補助対象経費（⑭+⑮）					
実施内容					

〔添付書類〕 平面図

- ※1 施設毎に別葉とすること。
施設の区分：造成、道路、公園、緑地、広場、排水施設、上水道、下水道、貸事業所
- ※2 起債に対し地方交付税措置のある事業については、元金償還額を記入すること。なお、県補助金の交付は事業完了の翌年度となるので留意すること。
- ※3 補助対象経費欄には、分譲収入及び賃貸料収入を考慮しない補助対象となる経費を記入すること。
- ※4 施設整備のうち、工事請負契約及び委託契約による場合は、県内事業者に発注するものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認める場合については、この限りでない。
- ※5 他の補助金の活用の有無（有・無）
他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。
「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

補助金名
事業内容

補助金額

問い合わせ先

- ※6 補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。
また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載してください。

収支予算（決算）書

（1）収入の部

区 分	年度予算額 (年度決算額)	前年度予算額 (年度予算額)	差引増減	備 考
国庫補助金	円	円	円	
県補助金				
起 債				
計				

（2）支出の部

区 分	年度予算額 (年度決算額)	前年度予算額 (年度予算額)	差引増減	備 考
	円	円	円	
計				

※ 年度ごとに別葉とすること。

市町村長 氏 名 様

鳥取県知事 氏 名

〇〇年度〇〇工業団地再整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号（以下「申請書」という。）で申請のあった〇〇工業団地再整備事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「〇〇工業団地再整備事業」とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県工業団地再整備事業補助金交付要綱（平成21年5月8日第200800198278号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 氏 名 様

市町村長 氏 名

〇〇年度〇〇工業団地再整備事業補助金に係る事業進捗状況報告書

年 月 日付第 号をもって交付決定通知があった上記補助金に係る 年 月 日現在の進捗状況について、鳥取県工業団地再整備事業補助金要綱交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の進捗状況

工業団地名	
事業内容	

2 予算の執行状況

交付決定	算定基準額	交付決定額
前年度までの実績		
本年度実績		
今後の執行見込み		
合 計		

〔添付種類〕 実績報告書に準じた書類。

鳥取県知事 氏 名 様

市町村長 氏 名

〇〇年度〇〇工業団地再整備事業補助金収入額確定報告書

年 月 日付第 号で額の確定のあった〇〇工業団地再整備事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取県工業団地再整備事業補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--------------------|---|-----|
| 1 補助金の確定及び補助対象経費の額 | | |
| （1）補助金の確定額 | 金 | 円 |
| （2）補助対象経費の額 | 金 | 円 |
| 2 実績報告時の収入見込み額 | | |
| | 金 | 円 |
| 3 分譲用地譲渡により確定した収入額 | | |
| | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 | | |
| | $(3 - 2) \times \frac{1 \text{ の (1) }}{1 \text{ の (2)}}$ | 金 円 |

鳥取県知事 氏 名 様

市町村長 氏 名

〇〇年度〇〇工業団地再整備事業補助金貸事業所譲渡報告書

年 月 日付第 号で額の確定のあった〇〇工業団地再整備事業補助金について、鳥取県工業団地再整備事業補助金交付要綱第8条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定
貸事業所整備に係る補助金の確定額 ①金 円
- 2 貸事業所譲渡により確定した収入額
貸事業所譲渡収入額 ②金 円
- 3 貸事業所の未償却残高の算定額
貸事業所整備に要した経費から減価償却費を差し引いた額
③金 円

4 補助金返還相当額
(算定式)

要件	② ≥ ③		② < ③	
	② × 1/2 ≥ ①	② × 1/2 < ①	③ × 1/2 ≥ ①	③ × 1/2 < ①
返還相当額 算定式	①	② × 1/2	①	③ × 1/2
該当欄に○印を 記入				

補助金返還相当額 金 円